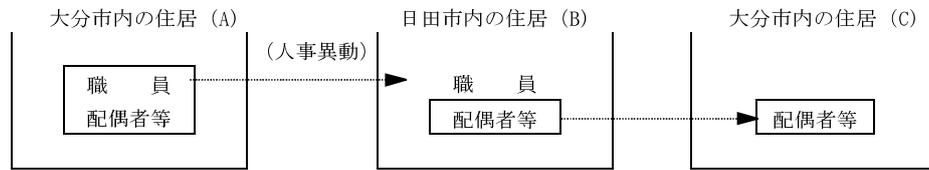


対象とすることができる（単身赴任手当の支給の有無を問わない。）。

[例]人事異動により配偶者等を伴い異動先の日田市内に転居したが、その後、配偶者等が大分市内に転居したため、単身赴任することとなった場合



- ①勤務公署を異にする異動
 - ②住居を移転後
 - ③同居していた配偶者等と別居
 - ④単身生活を常況
- ※単身赴任手当受給の有無を問わない

↓
(B) (C) のいずれかを住居手当の支給対象として選択できる。

(2) 配偶者等の居住する住宅に係る加算額

次の要件をすべて満たしている職員は、配偶者（配偶者のいない場合は、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）の住宅（配偶者等の生活の本拠に限る。）を住居手当の支給対象とした場合に支給されることとなる手当額の 2 分の 1 の額を支給（加算）する。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 1 項第 2 号

- a 単身赴任手当を受給していること。
- b 単身赴任先の住居（職員が居住しているもの）を住居手当の支給対象として届け出ていること。
- c 配偶者等の居住している住宅が借家又は借間（職員住宅（教職員住宅含む。）、住居規則第 2 条第 1 項に定める職員宿舍及び同項第 2 号に定める住宅を除く。）であること。
- d 配偶者等の居住している住宅を職員が借り受け、かつ、月額 12,000 円を超える家賃を支払っていること。

（注 1）支給額（加算額）については、次の「2 支給額」により得られる額の 2 分の 1 の額とする。

なお、2 分の 1 にすることにより 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 2 項第 2 号

（注 2）満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の居住する住宅を配偶者等の住宅とする場合は、当該住宅が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められるとき（例えば学生寮など）は認定できないので注意すること。

2 支給額

次の区分により支給額を決定する。

なお、支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

根拠：給与条例第 13 条の 5 第 2 項第 1 号

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員……家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員……家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円（加算限度額））を 11,000 円に加算した額